



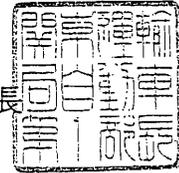
関自旅 2 第 3969 号

平成 11 年 12 月 2 日

社団法人 全国個人タクシー協会

関東支部長 殿

関東運輸局自動車第 1 部長



個人タクシー事業の適正化について

標記については、平成 3 年 3 月 8 日付け「個人タクシー事業の適正化対策の推進について」により、事業者監査の実施と行政処分強化を図ることとしたほか、関係団体あてに事業者に対する指導を求めている。

また、平成 10 年 5 月 11 日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシー事業）の適正な運営について」においても、適正な住居・営業所の確保について指導・徹底を求め、個人タクシー事業の適正化を推進してきたところである。

しかしながら、これらの措置にもかかわらず、今般、東京都特別武三地区において、営業所の確保及び事業用自動車の認可車庫への格納等について、事実を隠ぺいする等の悪質な違法行為が確認されたため、当該事業者に対して厳重な処分を行ったところであるが、かかる行為は、事業者としての根幹である事業管理に関する違反行為であり、個人タクシー事業の健全なる発展を阻害するとともに、輸送の安全確保に重大な支障を生じ、ひいては同事業の信用を失墜することとなり誠に遺憾である。

当局としては、今後も違反の事実を確認した場合は、関係法令に基づき厳重な処分を行い同事業の適正化を推進していくこととしているので、貴支部においても、このような現状を認識され、傘下団体及び事業者に対し適切な指導等を行い事業の適正化に努められたい。

また、各組合等においては、上記の「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシー事業）の適正な運営について」に基づき、再度、事業者の実態把握を行い「住居・営業所関係報告書」を作成し提出されたい。